

令和6年度

第2回 阿賀野市入札監視委員会

令和7年3月24日（月）

阿賀野市総務部管財課

令和6年度 第2回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 令和7年3月24日（月） 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 阿賀野市役所 本館1階 第1多目的ホール

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、杵渕富美子、一宮三郎

4 傍聴者 0名

5 議題

（1）期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について（対象期間：令和6年8月～令和7年1月）
- ・発注方式別工事等について（対象期間：令和6年8月～令和7年1月）
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

（対象期間：令和6年8月～令和7年1月）

（2）抽出案件の審議

- ・制限付一般競争入札 2件
- ・通常指名競争入札 2件
- ・随意契約 1件

（3）その他

「抽出案件」

制限付一般競争入札 (A) 【2 件】

No.	工事 番号	工事名	工事 種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加者数
A-9	建第 51 号	上福岡水ヶ曾 根線舗装改修 工事	ほ装	(株) 阿賀 舗道 阿賀 野営業所	20,625,000	87.29%	建設課	16

抽出理由 (磯部委員)

くじ引きの意味、および参加業者が多い理由。

「質問・意見」

1 最低制限価格が読みやすいという回答だったが、
そうであれば価格設定自体が甘かった、もしくは誤
りだったのではないか。

2 電子くじとは何か。

「回答」

本工事は参加要件の対象者（市内に主又は従たる
営業所を有する舗装工事業者）が 34 者と多く、また
予定価格より低い金額で受注しても利益が出ると判
断した業者が多かったため、参加業者が多くなった
ものとする。結果として複数の業者が最低制限価
格での同価格入札を行ったため、阿賀野市財務規則
に基づき、くじ引きで落札者を決定した。

なお、本市は「阿賀野市最低制限価格制度実施要
綱」で最低制限価格の算定式を定めており、本要綱は
Web に公開されているため、工事単価等を適切に設定
することで最低制限価格の算出が可能となっている。

1 予定価格は県単価及び県の積算基準に基づき算定
し、最低制限価格も要綱に基づき設定しているため、
適正と考えている。

また、舗装工事は舗装に係る骨材費と人件費を積
み上げれば積算できるため、本案件は最低制限価格
の算出がしやすいものであった。

2 令和 6 年 10 月から電子入札を導入しており、くじ
引きを電子入札システムで実施したもの。

業者は入札額を入力する際に 3 桁のくじ番号を設
定する。くじ引きを実施する際は、くじ引き対象業者
へくじ番号を基にした数値が自動的に割り振られ、
その数値を使用し落札者を決定する。内部処理につ
いては詳しく把握していないが、くじ引き対象業者
数で割った余りの数値を使用するものであったと思
う。くじ引きに際して発注者が干渉する余地はない。

<p>3 入札公告には「電子入札の場合」と「紙入札の場合」の2つが記載されているが、紙でも受付ができるのか。</p> <p>4 電子くじ実施の有無に関わらず、入札時に業者はくじ番号を入力するということか。 また、電子くじの実施は業者に通知されるのか。</p> <p>5 最低制限価格で落札した（もしくはくじ引きとなった）工事は、他の工事に比べて成績評点が低いということはあるのか。</p> <p>6 発注者としては、くじ引きになることは望ましいのか。</p>	<p>3 今年度中は紙でも受付ができる。 電子入札に参加するには IC カードの登録が必要であり、IC カードを持っていない事業者は電子入札への対応に時間がかかることから、今年度中は電子入札の試用期間とし、紙での受付も可能としている。 来年度以降、建設工事・設計業務は原則として電子入札のみとする予定である。</p> <p>4 くじ番号を入力しないと入札できないようになっている。 電子くじは最低価格を入れた業者が複数いた場合に実施するため、最低価格でなかった業者が電子くじの対象になることはない。よって電子くじの実施前に対象になる／ならないということを業者へ個別に通知していない。 また、電子くじを実施したことは結果公開時に全業者へ通知される。くじの当落を対象業者へ個別に通知していない。</p> <p>5 過去の案件を調査し議事録にて回答する。 【調査結果】 令和4年～6年完了工事において、最低制限価格で落札した案件は5件。うち成績評点は75点が2件、76点が3件であった。成績評点の平均値は76.3点であったため、落札率と成績評点に相関はないと思われる。</p> <p>6 最低制限価格は国の中央公共工事契約制度運用連絡審議会が定めたモデルを基に市が設定している。最低制限価格以内であれば十分に請負が可能な価格であると判断するため、最低制限価格でくじ引きとなっても問題はない。 なお、最低制限価格を下回った場合は、良質な工事が望めないと判断している。</p>
---	--

No.	工事 番号	工事名	工事 種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加者数
A-13	笹支工 第1号	笹神支所 空調設備等 改修工事	管	安田設備 工業(株)	88,550,000	94.92%	総務課	5
抽出理由（磯部委員） 各参加業者の入札額はどれほどか。 「質問・意見」 なし					「回答」 入札額はそれぞれ税抜で、安田設備工業(株)が8,050万円、(株)松田設備工業が8,080万円、(株)関川水道が8,090万円、(株)ミツマが8,100万円、(株)加藤工業所が8,140万円であった。いずれの業者も予定価格と最低制限価格の間に収まっており、失格や超過はなかった。			

通常型指名競争入札 (C) 【2 件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-13	建委第 14号	道路台帳補 正業務委託	測量	(株) トッ プライズ	814,000	75.51%	建設課	6
<p>抽出理由 (磯部委員)</p> <p>各参加業者の入札額はどれほどか。</p> <p>落札率が低い理由、予定価格の算定方法は何か。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 本件も最低制限価格が読みやすいものであったが、事案に限らず一般的に最低制限価格は読みやすいものであるのか。</p> <p>2 本件はどのような内容か。</p>					<p>「回答」</p> <p>入札額はそれぞれ税抜で、(株)トップライズが74万円、(株)オリスが89万円、(株)岩測設計が90万円、(株)アイノス、(株)ナカノアイシステム、(株)新潟測量社が92万円であった。いずれの業者も予定価格と最低制限価格の間に収まっており、失格や超過はなかった。</p> <p>予定価格は県単価及び県の積算基準に基づき担当課で算定した。最低制限価格は「阿賀野市最低制限価格制度実施要綱」で算定式を定めているため、労務単価等を適切に設定することで最低制限価格の算出が可能となっている。よって最低制限価格となる労務単価等でも利益が出ると判断した業者が落札したことで、落札率が低くなったと考える。</p> <p>1 測量のような設計業務は人件費が大半を占めているため、積算基準を使用することで予定価格および最低制限価格を算出可能である。また、工事の中でも舗装など内容が単調なものは、使用する骨材等の種類が少ないため算出は比較的容易であると考えます。</p> <p>ただし、土木一式工事のように骨材の種類が多く複雑な工事ほど、業者としても価格を読むことは難しくなると考える。</p> <p>2 県道の道路台帳を補正する業務である。県道に取り付く市道の道路改良工事を実施する際、県から許可条件として本業務の実施を依頼されたという経緯があり、県道の道路台帳補正を市が実施した。</p>			

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-15	下委第5号	阿賀野市雨水出水浸水想定区域図作成その1業務委託	土木コンサルタツ	オリジナル設計(株)新潟事業所	6,600,000	81.97%	上下水道局(下水道)	7
<p>抽出理由(磯部委員)</p> <p>見積業者の選定は正しかったのか。</p> <p>見積であるのに落札率が比較的低い理由。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 参考見積の3者はどの業者か。</p> <p>2 辞退した3者の辞退理由は何か。</p> <p>3 予定価格より大幅に高い金額を入れた業者がいたが、これは落札しようとして入札したものか。</p>					<p>「回答」</p> <p>本案件は令和5年度に実施した「阿賀野市水原地区現況排水系統調査他業務委託」において調査した内容を元に、雨水出水浸水想定区域図を作成する業務である。昨年度の入札で応札した業者のうち、落札者を含む3者へ本案件の参考見積を依頼した。よって予定価格を設定する上で見積業者の選定は正しかったものとする。</p> <p>落札者に強い受注希望があったため、参考見積時点よりも更に低い価格で入札を行ったものとする。</p> <p>1 落札者のオリジナル設計(株)の他、中日本建設コンサルタント、(株)東京設計事務所の3者。</p> <p>2 3者とも人員確保ができず履行不可という回答であった。</p> <p>3 本件は積算基準に当てはまらない案件であったため、業者見積で予定価格を設定した。委託業務は大半が人件費であるため、業務に対しどの程度のリソースが必要かという部分は業者によって考え方が異なる。これが原因で入札金額に大幅な差がついたものと思われる。</p> <p>なお、令和5年度の調査業務においても同業者は他の業者より高い金額を入れているため、全体的に高めに見積もる傾向があるように思う。</p>			

<p>4 今後同様の入札案件があった場合、指名業者の見直し等は考えているか。</p> <p>5 参考見積で予定価格を設定する場合は、最低額を採用しているのか。平均額を算出する等の操作はしていないか。</p> <p>6 参考見積の最低額からは変えないというのが通常の運用か。</p> <p>7 その2業務も予定しているのか。その際も予定価格は参考見積とするのか。</p>	<p>4 今回は令和5年度の調査業務に関連する業務であったため、調査業務に応札した10者全員を指名した。今後、別な案件であれば、異なる基準をもって指名業者の選定を行う。</p> <p>5 参考見積の最低額を予定価格としている。</p> <p>6 その通りである。</p> <p>7 その2業務を令和7年度に予定している。当てはまる積算基準がなく自前での設計が困難であるため、参考見積により予定価格を設定する予定である。その2業務では本件の入札結果を参考に、指名業者の選定を検討したい。</p>
--	--

随意契約 (D) 【1 件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
D-1	市工第 4 号	環境センター仕舞工事	清掃	施設工業(株)	18,832,000	100.00%	市民生活課	1
<p>抽出理由 (磯部委員)</p> <p>金額が比較的高額な理由。</p> <p>施設工業(株)の随意契約である理由、ここしかできない作業であったのか。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 もし辞退がなかった場合は競争入札としたのか。</p> <p>2 現行の維持修繕工事を実施している施設工業(株)が有利にも関わらず、他者からも参考見積を取ったのはなぜか。</p> <p>3 維持修繕工事を発注する時点で、施設廃止については業者も把握していたということか。</p>					<p>「回答」</p> <p>本工事は環境センター廃止のための工事であり、バグフィルターの清掃をはじめ実施内容が多いことから高額となっている。</p> <p>1 者随意契約とした理由は、本工事が現在実施している維持修繕工事と交錯する工事のため、同一受注者が施工する場合、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑な施工を確保するうえで有利であるため、財務規則第 129 条第 3 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当した。</p> <p>また過去に同施設の維持修繕業務に応札した業者 3 者のうち 2 者が参考見積時点で辞退したため、本工事は施設工業(株)しかできない作業であったと考えられる。</p> <p>1 その通りである。</p> <p>2 本工事への参加意思を持つ業者がいる可能性も否めないことから、念のため該当業者へ参考見積を依頼した。</p> <p>3 維持修繕工事自体がほぼ 1 者しか参加しない案件であった。施設の廃止が決まっている中で、新たな業者の参入は極めて少ないと予想していたが、最初から 1 者随意契約とする根本的な理由はないため、他業者の参加意思を確認した。その結果、新たな業者の参入はなく、維持修繕工事は一般競争入札で 1 者参加、仕舞工事は 1 者随意契約となった。</p>			